

九州地方年金記録訂正審議会 第12回総会議事録

1 日 時 令和8年4月17日（金）15時56分から16時47分まで

2 場 所 九州厚生局 年金審査課 会議室
(福岡市博多区博多駅東2-10-35 博多プライムイースト2階)

3 出席者

委員（敬称略、五十音順）

新垣 美智子 委員

井口 千秋 委員

石橋 誠二 委員

清成 留美 委員

古賀 清光 委員

柴田 佐右里 委員

馬場 康夫 委員

松本 圭司 委員

宮城 哲 委員

宮崎 真行 委員

安原 伸人 委員

渡邊 眞美 委員

4 議題

(1) 会長の選任について

(2) 会長代行、部会に属すべき委員及び部会長の指名について

5 報告

令和7年度 業務実績報告（報告）

6 会議経過

【年金審査課長補佐】

少し早いですがけれども、ただいまから九州地方年金記録訂正審議会第12回総会を始めさせていただきます。

本日はお忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。私は、本日の司会を務めます、九州厚生局年金審査課の三好と申します。どうぞよろしくお願いたします。失礼しますが以後は着座にて、議事に入るまでの間しばらく進行をさせていただきます。

初めに、お願いごととなりますが、本会議の発言については議事録作成のため録音させていただきますのであらかじめ御了承願います。併せて九州厚生局のホームページ掲載用の写真を撮らせていただきますので、こちらにつきましても御了承願いたしたいと思います。

次に、九州地方年金記録訂正審議会委員の任命についてですが、今回、令和8年4月10日付けで委員6名が再任されました。本来であれば6名の皆様に直接任命通知書を手渡しすべきところではございますが、時間の都合もありますので、任命された委員につきましてはあらかじめ机の上にお配りさせていただいております。恐縮ではございますが、内容の御確認をお願いいたします。

続きまして、お手元の資料の御確認をお願いいたします。議事次第に続きまして、資料1「九州地方年金記録訂正審議会委員名簿」、資料2「会長の選任について」、資料3「会長代行、部会に属すべき委員及び部会長の指名について」、資料4「令和7年度業務実績報告（九州厚生局）」、最後に「参考資料」となっております。また、会議資料とは別に記録訂正の関係法令、記録訂正に関する方針等を綴ったファイルがございます。資料等に不足はございませんでしょうか。よろしいですかね。

それでは、委員の皆様全員を御紹介します。お手元に配付しております資料1委員名簿を御覧ください。五十音順に御紹介します。

新垣委員でございます。

【新垣委員】

よろしくお願いたします。

【年金審査課長補佐】

再任の井口委員でございます。

【井口委員】

よろしく申し上げます。

【年金審査課長補佐】

再任の石橋委員でございます。

【石橋委員】

よろしく申し上げます。

【年金審査課長補佐】

清成委員でございます。

【清成委員】

よろしく願いいたします。

【年金審査課長補佐】

再任の古賀委員でございます。

【古賀委員】

よろしく申し上げます。

【年金審査課長補佐】

柴田委員でございます。

【柴田委員】

よろしく申し上げます。

【年金審査課長補佐】

馬場委員でございます。

【馬場委員】

よろしく申し上げます。

【年金審査課長補佐】

再任の松本委員でございます。

【松本委員】

よろしく申し上げます。

【年金審査課長補佐】

宮城委員でございます。

【宮城委員】

よろしく申し上げます。

【年金審査課長補佐】

再任の宮崎委員でございます。

【宮崎委員】

よろしく申し上げます。

【年金審査課長補佐】

再任の安原委員でございます。

【安原委員】

よろしく申し上げます。

【年金審査課長補佐】

渡邊委員でございます。

【渡邊委員】

よろしく申し上げます。

【年金審査課長補佐】

以上、九州地方年金記録訂正審議会の委員として任命された皆様 12 名の御紹介でした。

続きまして、事務局の出席者を御紹介します。

九州厚生局長の矢田でございます。

【九州厚生局長】

矢田でございます。よろしくお願ひいたします。

【年金審査課長補佐】

年金管理官の古谷でございます。

【年金管理官】

古谷でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

【年金審査課長補佐】

年金審査課長の水谷でございます。

【年金審査課長】

水谷でございます。よろしくお願ひいたします。

【年金審査課長補佐】

そして先ほども申し上げましたが、私、年金審査課課長補佐の三好でございます。

それでは、本日の議事に先立ちまして九州厚生局長の矢田より御挨拶申し上げます。

す。

【九州厚生局長】

今御紹介いただきましたけれども、局長をしております矢田と申します。第12回総会の開催に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

本日は、年度初めの大変お忙しい中、また、沖縄からも含めまして遠路の中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。また、日頃より九州厚生局の業務につきまして、多大なる御協力と御理解を頂いておりますこと、この場を借りて厚く御礼申し上げます。

本日は年に1回の総会でございますけれども、再任ということで毎年半分ずつの委員の方々を改選しており、大変お忙しい状況ではあると思いますが、引き続き委員をお引き受けいただきましたこと、お礼を申し上げます。

この審議会の方で担当しております、年金記録の訂正業務につきましては、記録問題として端を発したわけですが、これが一般的な制度として記録訂正を進めていくとして制度が整備されまして、平成27年度から地方厚生局の業務として位置づけられまして、私どもはその業務を行っております。その一環として当審議会が設けられまして、皆様に内容をチェックしていただいて、それに基づいて訂正を行っていく形になったわけでございます。そういう意味で皆様には毎年大変細かく複雑な事案も含めまして、御審議を丁寧にしていただいていることにつきましてもこの場を借りてお礼を申し上げたいと思います。

業務の状況につきましては後ほど詳しく御説明させていただきたいと思っておりますけれども、大体のここ最近の状況ですと、毎年増減はありますが全国全体で5千件程度でございます。そうは言いながらも、全国で皆様と同じように各厚生局でやっているわけですが、一応順調に年金記録訂正の業務というのは進んでいるのではないかと考えております。その点、皆様の御協力の賜物でございまして、改めてお礼を申し上げたいと思います。

公的年金の仕組みについて、一人一人の国民の皆様にとっては、20歳になって年金を払い始めてから実際受給を終えるまで数十年にわたる非常に長い制度でございます。その間の記録をきちんと整理をしてそれに基づいて確実に年金をお支払いするということは当然のことではあるのですが、難しい点やミスその他いろいろご

ざいます。そういう中で、年金記録に誤りがあった場合にそれを訂正できる、公平、公正に審査できるということが非常に重要であると思っております。そういう意味で、引き続き委員の皆様にはこういう重要な業務のお手伝いをさせていただくということで、私どもも事務局として誠心誠意努めてまいりますけれども、引き続き御尽力、御協力いただければと思っております。

本日は総会ということでございますけれども、どうぞよろしく願いいたします。また、御協力いただきますよう心からお願い申し上げます。ありがとうございました。

【年金審査課長補佐】

ありがとうございました。

続きまして、議事に入らせていただきます前に本日の会議の成立について御報告します。本日は、委員総数 12 名に対しまして 12 名の委員の方に御出席いただいております。これは、地方年金記録訂正審議会規則第 7 条第 1 項に規定する定足数を満たしておりますので、本日の会議は成立していることを御報告いたします。

それでは、本日の議事に入らせていただきますが、前安原会長が一旦任期満了となっておりますので、改めて会長を選任することとなります。このため、地方年金記録訂正審議会規則第 5 条第 3 項の規定に基づき、会長代行の松本委員に議事の進行をお願いすべきところですが、松本委員も任期満了となりましたことから会長選任までの期間、恐縮ですが小職が議事の進行を務めさせていただきます。

最初の議題は、会長の選任についてです。資料 2 を御覧ください。地方年金記録訂正審議会の会長の選任につきましては、地方年金記録訂正審議会規則第 5 条第 1 項において、「審議会に、会長を置き、委員の互選により選任する」とされています。「この方に会長をお願いしてはいかがか」という方がおられましたら挙手の上御発言をお願いいたします。

【年金審査課長補佐】

馬場委員どうぞ。

【馬場委員】

会長には、これまで会長そして二部会の部会長として私どもをまとめ、リードしていただきました安原委員にお願いできればと思い、推薦させていただきます。よろしくお願ひいたします。

【年金審査課長補佐】

ただいま、馬場委員から「安原委員に会長をお願いしてはどうでしょうか」との御発言がありましたが、ほかの委員の皆様いかがでしょうか。異議はありませんでしょうか。

【委員一同】

ありません。

【年金審査課長補佐】

御異議なしということで安原委員に会長をお願いしたいと思います。安原委員、よろしくお願ひいたします。

恐れ入りますが、安原委員には会長席にお移りいただき、一言御挨拶をいただければと存じます。

【安原会長】

再任いただきました、弁護士の安原です。あと2年任期が残っておりまして、その2年間会長として務めさせていただきます。今回が12回ということで、ちょうど一回り経ったということですね。締めくくりということになりそうですけれども、今年度、来年度と審議会の円滑な運営に努めていきたいと思いますので、皆様御協力のほどよろしくお願ひいたします。

【年金審査課長補佐】

ありがとうございました。

それでは、ここからの議事進行は安原会長にお願ひいたします。

【安原会長】

それではまず、本日の会議の公開・非公開の取扱いについて判断します。

本審議会の運営規則第9条の規定では、「会議は非公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、公開とすることができる」とあります。

まず本日の議題及び報告事項については、特段個人情報の保護や公開することによって本審議会の運営に支障をきたすような内容は含まれていないと判断できますので公開とします。

事務局は、運営規則第12条第1項及び第2項の規定により議事要旨を作成し、会議資料と併せて九州厚生局ホームページで公開するとともに、同条第3項の規定に基づき、議事録を作成してください。

なお同条第4項の規定により、議事録の署名人として、私のほかに渡邊委員と清成委員の2名を指名しますので、事務局は議事録の整理ができ次第、私と渡邊委員、清成委員に議事録を送付し、確認の上署名してもらってください。

渡邊委員、清成委員は、よろしく願いいたします。

続きまして、議題の2番目、本審議会の「会長代行」、「部会に属すべき委員」及び「部会長」の指名に入ります。

資料3を御覧ください。会長代行につきましては、地方年金記録訂正審議会規則の第5条第3項において「会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を行う」とされています。

また、第6条第2項において「部会に属すべき委員等は、会長が指名する」、第3項において「部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員等のうちから、会長が指名する」とされております。

これから私の方で「会長代行」、「部会に属すべき委員」及び「部会長」の指名を行いますので、事務局は資料を配付してください。

(事務局が、資料3-1を委員へ配付)

それでは、私から「会長代行」、「部会に属すべき委員」及び「部会長」の指名を行います。委員の皆さんは、ただいま配付しました資料3-1を御覧ください。

まず会長代行につきましては、松本委員を指名します。松本委員におかれまして

は、私に事故があったようなときは、会長代行としての職務をお願いいたします。

続いて、「部会に属すべき委員」及び「部会長」を指名いたします。本審議会には三つの部会を設置しております。

第一部会は、松本委員、石橋委員、渡邊委員、古賀委員の4名で構成し、部会長には松本委員を指名いたします。

第二部会は、私安原と、清成委員、柴田委員、馬場委員の4名で構成し、部会長は私といたします。

第三部会は、宮城委員、宮崎委員、井口委員、新垣委員の4名で構成し、部会長には宮城委員を指名いたします。

「会長代行」、「部会に属すべき委員」及び「部会長」の指名は以上です。

地方年金記録訂正審議会総会の開催は、今までどおり必要な都度私が招集し、各部会の開催は部会長が招集します。

委員の皆様におかれては、ただいま指名いたしました部会長の下で、九州厚生局長から諮問のあった年金記録訂正請求の個別事案を御審議いただきますので、よろしくをお願いいたします。特に部会の構成に意義のある方はいらっしゃいませんか。

【委員一同】

ありません。

【安原会長】

それでは、事務局から令和7年度の業務実績の報告があるとのことですので、御説明をお願いします。

【年金審査課長】

改めまして、この4月より年金審査課長になりました水谷と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。委員の皆様方におかれましては、御多忙の折、第12回総会に御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

九州厚生局における令和7年度業務実績につきまして、私から御報告をさせていただきます。以後は着座にて失礼いたします。

お手元の資料4の1ページを御覧ください。年金記録訂正受付件数の推移につい

てです。令和7年度のうち、令和7年4月から令和8年2月までにおける訂正請求の件数は、全国で6,040件と前年度と比べて増加傾向となっております。九州では受付件数が324件、前年度同時期が235件でしたので、89件の増となっております。前年度と比較して、事業主が取りまとめて請求書を提出する、いわゆる厚生年金の一括請求が100件増えていることから、賞与に関する事案が増えたことが原因と考えます。折れ線グラフが全国、棒グラフが九州を表しております。令和7年度に記載されている数値はあくまでも8年2月までの速報値ですので令和7年度の確定数字ではありません。ひとつの目安としてお考えください。

続きまして、2ページを御覧ください。令和7年度の九州厚生局管内における受付・処理状況です。請求取下げ等の関係により令和8年3月末の数字が未だ確定しておりませんので、3月欄は空欄となっております。受付件数の制度別割合で申しますと厚生年金が310件で全体の95.7%と、割合のほとんどを占めているところです。厚生年金の請求内容につきまして、全国的な傾向については後ほど御説明させていただきます。受付件数の全てについて厚生局で調査・処分を行うものではなく、年金記録訂正の方法は、年金事務所段階で訂正できるケースと年金事務所段階で訂正できず厚生局で処分を行うケースがあります。証拠書類が残っているなど周辺事情が明らかなケースは年金事務所でも訂正が可能であり、そうでないケースが厚生局へ上がってくることとなります。今こちらで御紹介している数字は年金事務所ですべて受け付けた「総数」になります。

続きまして処理件数ですが、右下の合計欄を御覧ください。令和7年度の処理件数は333件、九州厚生局処理31件、日本年金機構処理286件、取下げ16件と、前年度同時期の214件から119件の増となっております。前年度同時期の年金機構処理と比較しますと151件増えていることから、機構処理件数の増が影響しているものと考えます。また、「取下げ」が合計で16件ありますが、取り下げる理由としましては、調査の過程で訂正することにより請求者が不利益を被る年金額が下がるとか、または返納金が発生するといったケース等があります。16件のうち8件が、厚生局受付後の取下げで、当課の調査後に説明したところ取下げされたもの、年金事務所でも処理できるものを事務所へ返戻するといったものがありました。

続きまして、3ページを御覧ください。令和7年度の部会開催状況等についてです。令和7年度の九州地方年金記録訂正審議会（部会）の開催回数は30回であり、

前年度と比較しますと5回減っております。また、部会への付議件数は40件であり、前年度と比べて24件の減となっております。なお、6月の議決件数に1件却下が計上されておりますが、こちらにつきましては、請求者適格を有していないとの判断から却下処分をしておりましたが、年金局より改めて請求者適格の判断内容が示されたため、当該処分については取消しを行っております。令和7年度業務実績報告につきましては以上のとおりです。

次に、全国の年金記録の訂正に関する事業状況につきまして御説明させていただきます。

「参考資料」を御覧ください。こちらは令和7年12月18日に開催された第13回社会保障審議会年金記録訂正分科会の資料、「年金記録の訂正に関する事業状況」令和6年度の事業状況及び令和7年度上期概況になります。

まず、お手元の資料の右下の表示で1ページから御覧ください。訂正請求の受付状況の概況が1ページに載っております。(1)の①にありますとおり、「令和6年度の受付状況」は4,500件ということで、令和5年度の同期に比べますと954件の減少ということになっております。その減少の中で一番大きかったのは、厚生年金が939件減ったということです。

丸の2点目、訂正請求の受付件数の推移ですが、総務省の年金記録確認第三者委員会が担当していた時期と比較しますと、平成22年度に6万件をピークとしておりましたがその当時からすると減少傾向を示しておりまして、最近では平成28年度以降概ね5千件前後で推移しております。

丸の3点目、受付件数を制度別に見ますと、約95%と圧倒的多数が厚生年金の事案ということになります。

②「令和7年度上期の受付状況」ですが、令和7年度上期は速報値で2,721件ということで前年度より819件増加しております。増加の主な要因は厚生年金案件の増です。この辺りの内容は、お手元の資料ですと2ページの表によって示されております。この表を御覧いただきますと、下の段の右端から2番目が令和6年度ですが、令和5年度と比較しますと、厚生年金の一括請求が令和5年度は3,984件あったものが令和6年度は3,185件ということで、大きく減少したということです。一括請求というのは、先ほども申し上げたとおり厚生年金の適用事業所が自分の事業所に関わる関係の被保険者をまとめて請求するパターンです。表の下の段を御覧い

ただきますと、令和2年度以降、一括請求の増減が全体の増減に影響するような状況でございます。

続きまして、3ページは処理状況の概況です。①の「令和6年度の処理状況」ですが、厚生年金の件数が圧倒的に大きい割合ということです。その辺りについて丸の1点目、2点目に記載されていますが、丸の2点目ですと一括請求、これも受付件数が多いのでこのような割合になっているところです。丸の3点目は、処理事案がどういうふうな形で処理されているかに関することですが、私どもの制度は御承知おきのとおり、通常の行政処分とは異なり、直接的な証拠がなくとも幅広くいろいろな資料を集めて審議会にお諮りし、総合判断で訂正に結びつけるという第三者委員会以来の基本的枠組みがあります。

ただ、直接的な証拠がある場合は、普通の行政処分同様に、例えば厚生年金特例法といったもので、賞与とか給与から保険料が引かれていることが明らかであれば、その期間について記録を訂正するということがあります。給与明細書とか賞与明細書とか、そういう一定の証拠があるものにつきましては、日本年金機構の年金事務所、機構段階で回復の処理ができるという考え方がありますので、まず機構で処理されているものが令和6年度は81.3%で、あとはそういう直接的な証拠がないけれども、訂正に結びつけるために幅広くいろいろな資料を収集してその結果を基に各厚生局に設置されました地方年金記録訂正審議会で総合的判断を行っていただいた厚生局処理事案が18.7%ということになっております。したがって、最近の事案はおおよそ機構処理が8割、厚生局処理が2割という割合になっております。この辺りの状況につきましては、4ページの数字の表で示されております。

5ページの棒グラフは、制度別の件数・割合となっております。

6ページの棒グラフは、事案別の件数・割合となっております。

続きまして、7ページです。記録訂正が全体の処理件数のうちどのくらいの割合になっているのかということですが、機構が処理できるものは全て訂正につながるものとなりますので、訂正率は最近ですとおおよそ9割台となっております、一番右端ですが、令和6年度は91.1%ということになっております。

8ページを御覧いただきますと、こちらは厚生局処理事案の状況です。下の段が令和5年度で上の段が令和6年度ですが、概ね令和5年度と令和6年度が同じような傾向になっております。

御覧いただきたい点としては、左から2番目の円グラフ、厚生年金の一括請求は令和6年度何らかの形で全て訂正されている、請求が訂正に結びついているということです。一番右のグラフ、脱退手当金が33%訂正となっておりますが、最近、脱退手当金は受付が年間数件で、令和6年度に3件処理したうちの1件に一部期間訂正がありましたのでパーセントに表すと33%となっておりますが、実際には1件が訂正処理されたという状況でございます。

9ページは、令和6年度末、令和7年の3月31日現在にまだ処理中の事案がどのような状況かという数字です。こちらを御覧いただきますと、右から2番目の合計の欄の上から4段目が処理中事案件数です。こちらは1,894件ということで、令和5年度末に比較しますと年度末でまだ処理中の件数は減っているという状況でございます。

続きまして、10ページを御覧ください。こちらは厚生局と機構の処理事案に係る処理期間です。上の(1)が厚生局事案、いわゆる総合的判断による事案です。(2)の方は、一定の証拠があることによる機構処理の事案です。(1)の方ですが、標準処理期間という目安からするとかなり時間を要しておりますが、先ほども申し上げたとおり厚生局事案は、どうしても処理に時間のかかる事案であるという側面があります。

11ページから13ページまでは請求者に関する性別、年齢階層別、被保険者の区分別となっております。

14ページ目からのブルーになっているところは請求期間を単位としてのものとなっております。例えば賞与等の例を取りますと、一つの申立てで賞与1件について不服というか、不満、記録が違うという方もおられれば、実際は一つの申立ての中で、私は賞与が4か所違うとか5か所違うとか、そういう複数の請求期間がある方がいらっしゃいますので、これらを正確に分析するために一つの事案に含まれず一つ一つの期間、賞与でしたら10個あれば10個に分けて整理したものです。

御覧いただきますと、どうしても厚生年金が圧倒的に多くて、厚生年金の①が標準賞与額について、これは例えば令和5年の6月の賞与から保険料を引かれているのに記録がないというような申立てですし、②被保険者期間についてですと、自分はこの年の4月1日から勤めているのに年金記録は6月1日からになっているなどという期間に関する申立てとなります。③標準報酬月額については、自分は昇級

して給料が高い割には、一定の方法に基づいて設定された標準報酬月額が自分のもらっている給与より低いといった申立てなどとなります。この3点が、厚生年金の申立ての中心になっております。国民年金の場合は、保険料を納めたか納めないか、あとは免除期間についてとなります。こちらを御覧いただきますと、これまでも申し上げたとおり厚生年金が圧倒的に多くて、さらにその中の7割方は賞与についてとなっています。ただ、令和5年度は7割だったのが、細かく申しますと令和6年度は65.5%ということで若干賞与の割合が減っております。

15 ページを御覧いただきますと、事案の類型によって分けた場合の訂正、不訂正の割合です。厚生年金の①の標準賞与額が令和5年度は87.4%の訂正決定だったのが令和6年度は78.8%ということで、8%くらい下がっております。これは、結果を詳細に見ていきますと、平成15年4月から平成20年3月という、いわゆるボーナスから保険料徴収が始まった当初の頃の申立て事案について、年数が経っていることもあり資料が乏しいために訂正率を不訂正率が上回るというような結果が生まれて、これが全体に影響して少し賞与の訂正決定率が下がっているという状況です。そのほかは、国民年金等を御覧いただきましても、訂正決定率はさほど変わっていないところです。

16 ページ目は、請求期間の時期別です。こちらを御覧いただきますと、厚生年金につきましては圧倒的に平成15年4月以降の件数が多いということになります。この厚生年金の「平成15年4月～平成20年3月」というところを御覧いただきますと、訂正決定を不訂正決定が上回っております。通常ですと、大体15年4月以降は訂正決定が上回っているのですが、やはり令和6年度は先ほど申しましたように賞与の早期の事案の不訂正が多かったのがこのデータに見てとれます。一方、国民年金はいわゆる基礎年金番号が登場する平成9年1月以前の事案が圧倒的に多い状況です。

18 ページ目は、請求期間がどのくらいの月にまたがるのかということですが、1か月というところが多いのですが、賞与につきましては例えば平成何年何月支給分ということですので、これは便宜上1か月として計算しておりますので、圧倒的に賞与事案が多いということです。一方、厚生年金の60か月以上というものも結構件数があるのですが、これはかなりの部分、先ほど申しました③標準報酬月額事案が占めておるところです。

進みまして 20 ページになりますけども、先ほどから申し上げております事案の中の構成要素になっております一つ一つの請求期間がどのくらいの月にまたがっているのかということですが、これを御覧いただきますと、厚生年金の③の標準報酬月額なのですが、平均で訂正決定でも 30.7 月で、不訂正が 33.7 月ということで、概ね一つの申立て期間が 4、5 年にわたるといような状況となっております。

次の 21 ページについて、厚生年金が訂正決定をされるに当たってその根拠法別に分けたものなのですが、これを御覧いただきますとやはり圧倒的に厚生年金特例法、これは申立てをされた立場の方からすれば、自分の給料から厚生年金保険料を引かれていたのにその期間の年金記録がないという事案が全体のかなりの割合を占めておまして、この法律で訂正されるものが多いということになっております。75 条ただし書と申しますのは、届出は出していたのに届出が処理されていないという事案になっておりますが、これはかなり件数的には少ない案件です。その次に厚生年金法 75 条本文というものが載っておりますが、これは実は賃金台帳とか、いろいろな資料は豊富にあるのですが、賃金台帳を見ると厚生年金保険料が引かれていないということが明白に分かってしまうものとなります。ただ、そうすると記録の上ではやはり厚生年金の記録を訂正しなければならないということもあり、御本人の年金には反映しないけれども、記録は訂正するというものもございます。

次の 22 ページが日本年金機構の段階で訂正決定がされるものなのですが、御覧いただきますと⑥賞与に関するものが 97.2%と圧倒的に多いということになっております。

繰り返しの御説明となりますが、訂正請求の大部分を厚生年金の案件が占めており、さらにそのうちの 7 割ほどを賞与案件が占めている。こちらは一括請求となることが多く、この一括請求の件数の増減が全体の受付状況や処理状況の件数及び割合に影響を与えているということでございます。

ここまでが申立ての事案の話で、24 ページ目からはそれを現実に審議したりする地方年金記録訂正審議会についてです。

24 ページを御覧いただきますと、全国で 30 部会で、令和 6 年度はこのような部会回数で審議が行われております。

25 ページを御覧いただきますと、こちらに記載されている諮問期間の状況で、諮

問してから2週間くらいで答申が行われるケースが多いようでございます。

26 ページからは、本省年金局年金記録審査室が行っている審査請求の状況です。地方厚生局で処分が行われたものに対しての不服申立てがこの26ページの審査請求の状況となっております。最近は、この下の段を御覧いただきますとお分かりになりますように、右から3番目ですが、令和6年度は39件、その前の年は45件ということで件数はだんだん減ってきている状況です。最近ですと40件から60件くらいの状況です。

27 ページですが、審査請求につきましてはどちらかというと裁定済みの方が多いいということが表れております。

次の28ページは、ではその審査請求がどんな事案が多いのかということなのですが、請求期間を単位としておりますので少し分かりづらいのですが、審査請求につきましては厚生年金よりは国民年金の申立てが多い状況です。国民年金は第三者委員会当時以来記録訂正が進んでいて、今は不訂正率が高いので、国民年金の方が審査請求に結びつくことは多いということです。

29 ページは、訴訟の状況です。厚生局が行った不訂正処分、あるいは本省年金局年金記録審査室の審査請求結果等に対して請求者が訴訟を提起した状況ですが、令和7年の9月30日現在で(1)の「提訴の状況」の①にあります、累計で82件、提訴が行われているところです。ただ、(3)を御覧いただきますと、(3)の一番下の段ですが、令和7年度の上期末現在で係争中は7件ということで、大半は判決確定、あるいは取下げというような状況です。令和6年、令和7年上期を通じまして判決が出たものはいずれも原告の請求は棄却されておまして、先生方に御審議いただく訂正請求の認定基準要領といったものに影響を与えるようなことはございませんでした。司法の場でも私どもの判断が概ね是認されているということかと存じます。

大変駆け足での御説明となりましたが、私からは以上となります。

【安原会長】

ありがとうございます。そのほかに事務局から何か説明しておきたい事項がありますか。

【年金審査課長】

特にございません。

【安原会長】

それでは、ただいま事務局から御報告いただきましたけれども、その内容について、委員の先生方から御意見、御質問があればお願いします。

【安原会長】

令和7年度の件数の増加に関して、要因としては一括請求が多かったということですが、

【年金審査課長】

はい。年度によって事業所の一括請求の届出の増減があるため、それが全体の増減に大きく影響していると考えます。令和5年度から6年度にかけては件数が減少しましたが、6年度から7年度に関しましては逆に増えております。

【安原会長】

これは全国も同じように増加しているのですか。

【年金審査課長】

はい。

【安原会長】

上がってくる一括請求が多くなるというのは全国的に起きるのですか。

【年金審査課長】

その辺りは事業所がどのタイミングで気づかれて提出されるのかというのがありますので読みづらいところではございますが、偶然そのような形で九州の傾向と全国の傾向が一致はしているということではございました。

【安原会長】

分かりました。ありがとうございます。

【石橋委員】

はい。

【安原会長】

石橋委員お願いします。

【石橋委員】

いろいろな手続きが電子申請等で簡素化されているというのが周知の事実だと思うんですけども、それによって事業所の内容の把握が希薄になってきているのではないかという部分で、それがもろに出ているのが賞与の件ではないかと思えます。それで一括請求で増えているのかなというイメージがあるので、年金機構の問題なのかもしれないですけども…。もう少し細かい説明というか、そういったコミュニケーションをとってやっていただければいいのかなと思えます。

【年金審査課長】

そのように御指摘いただいているのは私どもも承知をしております、継続的に本省の年金局に対して機構から事業所への丁寧な説明をお願いしています。私どもの方で見ますと、小規模な事業所が賞与の届出漏れに気づいて出してこられるというのが最近の事案のものでも出てきます。ご存じのとおり適用事業所の拡大も進んでおります、小さい事業所への対象の拡大も行っているところですので、そういったところは理解が進んでいなくて届出漏れが起きてしまうということも考えられますので、先般1月の局長会議でも、小規模事業所への説明ですとか、新規適用後に早期に調査に入って指導を行っていただきたいというようなことは年金局にも上げさせていただいているところではございます。

【石橋委員】

ありがとうございます。

【安原会長】

その他何かございませんか。

【井口委員】

はい。

【安原会長】

どうぞ。

【井口委員】

沖縄の方でも質問させていただいたんですけども、年金訂正はしても健康保険は遡及しないという話を聞いて、遡及して年金訂正されたら健康保険は雑収入で上がるか職員に返すかになります。そういう隙間はどうか…。意図的に年金のみ遅れて提出して健康保険を払わないで済む事業所もありそうですけど、そこはどうかという…。それで賞与の件数が増えるというスキームがあるのではないかという感想。

【年金審査課長】

御指摘のとおり現状では時効前の期間について記録訂正を行った場合に保険料の遡及請求を行うのは年金分だけとなります。健康保険料は時効以前の分の遡及はしていません。

【井口委員】

もっと踏み込むと社会保険料の節約で、月 10 万円ずつ給料をもらって 3 千万円の役員報酬をもらう方がよくいるのですが、これで賞与が訂正されると年間何百万円儲かってしまうから…。

【年金審査課長】

そのような御指摘をいただいていることも本省へ報告し、認識の共有を図ってい

きたいと思います。

【安原委員】

今の質問に続けてなのですが、そういった場合に厚生局で訂正請求をおかしいものとして受付しないということはできるのですか。

【年金審査課長】

実際その断定は難しいと思います。基本的に請求をしてこられるということはやっぱりうっかり届出を漏らしてしまったという前提でいらっしゃいますので、それを健康保険料逃れのためにわざと出さなかったという断定ができるかということと非常に難しいのではないかと思います。

【井口委員】

ちなみに延滞は付くんでしたっけ。

【年金審査課長】

遡及して調停する年金保険料には加算金が付きます。

【安原会長】

最後に口頭意見陳述についてなのですが、昨年度ほかの部会はしたのですか。

【年金審査課長補佐】

していません。

【安原委員】

全国的にしているところもあるんですかね。

【年金審査課長補佐】

多分0ではないと思います。どういのでしているかなどの把握はしていないんですけれども、されているところはあると思います。

【安原会長】

分かりました。ありがとうございます。ではよろしいでしょうか。時間の都合上質疑応答を終了いたします。

本日御質問できなかつた方におかれては、今後の部会の場合等を御活用いただければと思います。事務局には丁寧な対応をお願いしておきます。よろしくお願ひします。

それでは、事務局から連絡事項等あればお願いいたします。

【年金審査課長補佐】

それでは今後の審議会の予定等を御説明します。

本審議会総会の開催につきましては、必要な都度会長と御相談の上、日程調整をさせていただきたいと思いますが、概ね年に1回、4月頃と見込んでおります。

また各部会の開催につきましては、九州厚生局長からの諮問が付議された部会の部会長名にて所属委員の皆様ご連絡をさせていただきます。また訂正請求の受付件数にもよりますが、今後も概ね月1～2回程度の開催予定です。

以上でございます。

【安原会長】

はい。ありがとうございます。それでは予定していた議題、それから報告事項等はこれでないということですので、本日の九州地方年金記録訂正審議会総会はこれで終了します。

皆様ありがとうございました。